

山梨県公報

号外第四十七号

平成十八年

八月二十一日

月 曜 日

目次

規 則

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第四十六号

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年八月二十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県病院事業財務規則の一部を改正する規則

山梨県病院事業財務規則(昭和四十四年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第九章 雑則(第二百二十八条の二・第二百二十九条)」を「第九章 会計検査(第二百二十九条 第三百二十二条)」に改める。

(第二百二十九条 第三百二十二条) 第三百三十一条 第三百三十二条)

第三条第一項中、「及び病院」を削り、同条第三項を削る。

第五条第六項中「別表第四の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に」を「企業出納員に、次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 現金の出納及び保管を行うこと。
 - 二 有価証券の出納及び保管を行うこと。
 - 三 物品の出納及び保管を行うこと。
 - 四 預り金及び預り有価証券の出納及び保管を行うこと。
 - 五 支負担行為に関する確認を行うこと。
 - 六 出納取扱金融機関の検査を行うこと。
- 第十七条第二項中「別表第五」を「別表第四」に改める。
- 第二十三条中「本庁の」を削る。

第三十六条第二項中「別表第六」を「別表第五」に改める。

第六十二条中「本庁の」を削る。

第七十条第一項中「及び病院」を削る。

第九章中第二百二十九条を第三百三十四条とし、第二百二十八条の二を第三百三十三条とする。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 会計検査

(検査)

第二百二十九条 会計検査は、財務事務の適正を期し、かつ、その是正を図るため、病院について年一回以上行うものとする。

(検査員)

第三百十条 会計検査は、会計検査員が行う。

2 会計検査員は、知事の指名する職員とする。

3 会計検査員は、通常三名から五名をもつて編成し、上席の会計検査員をもつて主査とする。

4 会計検査員は、会計検査に際して厳正公平を期して事実の精査に努めなければならない。

5 会計検査員は、会計検査上の必要により、会計検査を受ける者に対し帳簿、書類若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは出頭を求めることができる。

(検査事項)

第三百三十一条 会計検査は、次に掲げる事項について行う。

一 予算の執行状況

二 現金、物品、有価証券等の出納及び保管の状況

三 土地、建物、設備等の管理の状況

(報告及び指示)

第三百三十二条 会計検査員は、会計検査を実施したときは、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合において、是正を要するものがあるとき、認めるときは、中央病院にあつては管理局長、北病院にあつては院長に対し、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

別表第三福祉保健部長専決事項の欄に次の一号を加える。

七 会計検査に関すること。

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番